

## 第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務 プロポーザル選定委員会設置要領（案）

### 1 設 置

第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うため、第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### 2 所掌事務

選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザルの実施にあたり、第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務の仕様書、募集の方法及び審査の基準を定める。
- (2) 公募型プロポーザル方式により、優先契約交渉業者の選定を行う。
- (3) 三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）会長に対して、選定した業者、選定経過及び選定理由を明記の上、報告する。

### 3 組 織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、協議会会長をもって充て、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、協議会副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 委員は、別表「第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務プロポーザル選定委員会名簿」のとおりとする。

### 4 会 議

- (1) 選定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 会議における審議事項は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### 5 事務局

業者選定に関する事務を処理するため、事務局を協議会事務局に置く。

### 6 設置期間

協議会で承認された日から業者が決定するまでの期間とする。

### 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別 表

第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務プロポーザル選定委員会名簿

委員長	協議会会長
副委員長	協議会副会長
委 員	協議会委員